

1. 議事日程

〔平成29年第1回安芸高田市議会3月定例会第23日目〕

平成29年 3月17日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 安芸高田市犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第3 | 議案第2号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第8号 新市建設計画の変更について |
| 日程第8 | 議案第9号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第9 | 議案第11号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第14号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第15号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第21号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第17号 安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第18号 安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例 |
| 日程第15 | 議案第19号 安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第34号 平成29年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第35号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第36号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第37号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第38号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第39号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第40号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第41号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第42号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第43号 平成29年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第26 | 議案第44号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第27 | 道の駅整備調査特別委員会の設置について |

日程第28 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番	山根温子	6番	前重昌敬
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
向原支所長	神岡眞信	総務課長	土井実貴男
財政課長	河本圭司	政策企画課長	猪掛公詩

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告書の提出がありました。  
報告書の写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議員 皆さんおはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、去る3月14日に議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程に追加いたしましたので報告をいたします。  
追加案件となる「議案第44号」及び「道の駅整備調査特別委員会の設置について」の取り扱いについて協議を行い、「議案第44号」は、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うこととし、「道の駅整備調査特別委員会の設置について」は、議長より提案後、採決を行うことといたしました。  
以上で、報告を終わります。
- 先川議長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において5番山根温子さん、及び6番 前重昌敬君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 安芸高田市犯罪被害者等支援条例

日程第3 議案第2号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第8号 新市建設計画の変更について

日程第8 議案第9号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第9 議案第10号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第2、議案第1号「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」の件から、日程第9、議案第11号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件までの8件を一括して議題といたします。

本案8件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 それでは、報告をいたします。

平成29年2月23日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった8議案について、3月3日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めることにより、市などの責務を明らかにするとともに、施策を総合的に計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とするものであります。審査の中で委員より、「傷害の程度に応じた見舞金の設定を検討できないか。」との質疑があり、執行部より、「この制度は国の犯罪被害者給付制度を活用するまでの一時的なもので、被害に遭われた直後、当面誰からも補償がないといったときの支援として見舞金を支給するものである。」と答弁がありました。また、委員より、「総合支援の窓口として、しっかり対応できる状況を整備していただきたい。」との意見があり、執行部より、「一つの部屋でワンストップの対応をする配慮も必要と考えており、市をあげてしっかりした支援の取り組みをしたい。」と答弁がありました。

次に、議案第2号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、平成29年度施政方針及び当初予算における施策・事業を展開するため、人口減対策に対応する専門的な部署や生活支援員を本格的に進めるための部署を設けるなど、組織機構の見直しをするものであります。審査の中で委員より、「組織改編により係はふえており、職員配置の面でしわ寄せがくると思う。職員配置についての基本的な考え方は。」との質疑があり、執行部より、「職員が減る中、合併前の各町の事業等は、見直しを行いながら続けている。また、新しい時代のニーズへの対応もあり、実態として事務量はふえていると思う。研修等によりスキルアップを図り、職員の能力を上げていくことや、能力に応じた配置によって新たにふえる事務事業に対応していきたい。」と答弁がありました。

次に、議案第4号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、育児休業の対象となる子の範囲を拡大すると

ともに、介護休暇の分割取得や、介護のため1日勤務時間の短縮について規定を追加するものであります。

次に、議案第5号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤調理員について、通勤手当相当分を費用弁償として支給できるように改めるもの、及び来年度新たに任用される非常勤職員の報酬額を定めるものであります。審査の中で、委員より、「委員会は1回当たり1時間半くらいと思う。県北3市は報酬額の差が余りなく、6,000円から7,000円であるが、全国的に見れば財政が厳しい折、3,000円から4,000円くらいのところもある。市として報酬額は適当とお考えか。」との質疑があり、執行部より、「以前にも1時間で済むのなら半額でいいのではないかという議論があったが、その際にも会議は1時間でも前後に制約する時間、仕事を休んで来られれば半日か1日休みをとられると判断し、平均的に委員は7,000円としていることが多いと答弁している。日額は、合併時に近隣市町や他市の状況も参考に決めている。」と答弁がありました。

次に、議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、安芸高田市立みつや保育所を初め、31施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補を選定し、議会の議決を求めるものであります。審査の中で、委員より、「公共施設配置適正化で延べ床面積30%の削減に努められているが、今回3年から5年の指定をされる31施設は、その間配慮されないことになる。今後の公共施設配置適正化はどのように考えておられるか。また、79施設は今後も指定管理が続くのか。」との質疑があり、執行部より、「施設の設置目的の達成状況や必要性、管理運営状況を踏まえて、移管や廃止、統合、継続について総合的に検討をしていく必要があり、公共施設配置適正化に向けた取り組みの準備をしている。サービス向上や運営の効率化を目指し、直営、指定管理、業務委託のいずれがよいか、手法の見直しなどの検討を進めたい。」と答弁がありました。

次に、議案第8号「新市建設計画の変更について」は、平成29年度に新たに合併特例債を財源として実施しようとする2事業について、新市建設計画に追加するものであります。審査の中で、委員より、「追加によって財政健全化にどれほどの影響があるのか。」との質疑があり、執行部より、「認定こども園は、中長期に見ると、人件費の部分でかなりの削減もあるといえる。建設計画の中で事業費がかさむ部門は出てくるが、合併特例債を活用することで実質の負担になる部分は少ないと思っている。」と答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」は、新年度において、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、過疎地域自立促進計画に追加記載を行うものであります。

次に、議案第11号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正

する条例」は、平成27年3月に発生した土砂崩れ等により、「友愛とろっこ便」の運行が不可能となった美土里町大所地域に住所を有する者が、高宮町川根地域内を運行する「もやい便」を利用することができるよう、条例改正するものであります。審査の中で、委員より、「今後、大所地域の方はどちらでも利用できるようになるか。また利用料金の差異はないか。」との質疑があり、執行部より、「友愛とろっこ便、もやい便の両方が利用でき、いずれかが通行止めになっても、交通手段を確保できる状態になり、利用料金は同額である。」と答弁がありました。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第1号「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」の件から、議案第11号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件までの8件を一括して起立により採決いたします。

本案8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第14号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第15号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第21号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第10、議案第14号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第12、議案第21号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成29年2月23日付で本委員会に付託されました議案第14号、議案第15号、及び議案第21号の3議案について審査の結果を次のとおり報告い

たします。

付託のあった3議案につきまして、3月6日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、教育長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第14号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正により、要支援1及び要支援2の方に係る介護予防訪問介護事業及び介護予防通所介護事業が、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業、及び第1号通所事業に移行することに伴い、この事業を実施する事業者の指定、及び更新における手数料を追加するものがあります。この事業は、現在、県が事業所の指定・指導・監督を行っていますが、法改正による移行後は、市がその事務を行うこととなります。本条例改正では、事業者の指定審査に係る手数料を定めるものであり、算出に当たっては、現行の県の手数料と同額とし、新規指定及び更新のいずれの場合も1件当たり1万円と定め、平成29年4月1日から施行するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「指定の期間、更新は何年ごとか。また、この指導・監督を行うことにより、職員の勤務等に支障は出てこないか。」との質疑があり、執行部より、「指定期間は6年間で、6年に1回の更新となる。また、現在、県の指定を受けている事業所が22カ所、地域密着型サービスで指定を受けている事業所が4カ所ある。6年間の指定期間の中での指定・更新の事務・指導監督の事務について、現在の1名体制では厳しいため、今後は係の中で複数でその事業にかかわることができるよう、職員の育成を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例」は、予防接種法に基づき、健康被害を救済するため、安芸高田市予防接種健康被害調査委員会を設置することとしていますが、本委員会は予防接種によって健康被害が発生した場合に、医学的見地から調査をするとともに、必要な助言を速やかに行う必要があることから、運営を円滑に実施するため、条例の一部を改正するものがあります。

救済事務の流れでは、予防接種後に副反応を受けた者等から、市に対し給付請求がなされた場合、市は速やかに予防接種健康被害調査委員会を設置し、調査を指示する。委員会は調査を行い、結果を市に報告し、市はその結果を県の経由で国に報告後、国の疾病障害認定審査会において、健康被害と認定された場合に医療費等の給付を市が行う流れとなるものとの説明がございました。主な改正内容は、委員会の委員構成を6人以上とし、委員会に委員以外の者から説明や意見を聴取し、または資料を提出させ、調査審議結果を市長報告するよう定めるものでございます。

審査の過程において、委員より、「過去にこの健康被害調査委員会が設置された経緯はあるのか。また、救済事務の流れについて、最終的に

は支払いまでの期間は相当かかると思うが、その辺はいかがか。」との質疑があり、執行部より、「本市においては、これまで調査委員会にかけた事案はなく、また請求事務の期間については、早くて6カ月くらいかかるかと聞いている。」との答弁がございました。

次に、議案第21号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」は、若者の定住を促進する取り組みとして、市の奨学金を利用して、若者が貸し付け終了後、安芸高田市に居住した場合、市内に居住している間の返還額を免除する制度を追加するものでございます。奨学金の貸し付け状況については、平成16年度から平成27年度までで、総額2,573万1,000円、27名分で、うち市内在住者は6名である。平成28年度の貸し付け人数は3名だが、平成29年度は10名を見込んでいる。との説明がございました。

審査の過程において、委員より、「市内へ住んで奨学金の返還を免除されていた方が、市外へ出られた場合、翌月から返還が始まるが、免除期間の部分についてはもう支払いはしなくてよいということか。」との質疑があり、執行部より、「居住している間の返済額は免除となるので、支払いは必要ない。差し引いた残りの額を市外に出られたときからまた返還が始まることになる。」との答弁がございました。

また、委員より、「途中で市外に出られることになった場合、貸し付け審査会はどの時点で開かれることになるのか。」との質疑があり、執行部より、「これまで毎年6月ごろに開いており、基本的にはこれまでどおりの開催をさせていただきながら、必要に応じて開催することになる。」との答弁がありました。

また、委員より、「大学から戻ってこようとするとき、この制度を活用してもらうために、就職先が探されるかという課題があると思うが、所管は違うが、企業紹介等について考えはあるか。」との質疑があり、執行部より、「県外の大学に出られている方に、今後こういう制度が導入されますという文章を送らせていただくときに、県内・市内・近隣には、こういった企業がありますというのを担当課と連携をとりながら、しっかりPRさせていただきたいと思っている。」との答弁がありました。

以上、3議案につきまして、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第14号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、議案第21号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。
本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第17号 安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第18号 安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例  
日程第15 議案第19号 安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第13、議案第17号「安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第15、議案第19号「安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。  
本案3件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成29年2月23日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を報告いたします。

付託のあった3議案について、3月7日に産業建設常任委員会を開き、審査を行いました。

議案第17号「安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例」は、昨年度、地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映させるため、平成28年第1回定例会において議決された安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例に準拠し、本市の林道占用料を市道、農道と同様にし、安芸高田市内の占用料の統一を図るものであります。

審査の過程において、委員より、「該当するのは何カ所ぐらいと占用料がどのぐらい見込めるのか。」との質疑がありました。執行部より、「電柱が15本、電話柱が1本となっている。占用料については4,930円である。1本当たりの単価としては、現在電柱の種別を調査中であるが、第1種電柱として310円を計上している。」と答弁がありました。

次に、議案第18号「安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例」については、吉田公共下水道の面整備が完了し、高田地区工業団地内の全企業と大浜運動公園施設が下水道へのつなぎかえが完了したため、本年度、高田地区工業団地下水処理場の一部を解体し、その用途を廃止したことに伴い、高田地区工業団地下水処理場の基金条

例を廃止するものであります。

次に、議案第19号「安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」は、国が徴収する道路占用料について、道路法施行令第19条関係の別表が改正されたことに伴い、平成28年第1回定例会において議決された安芸高田市道路占用料に関する条例の一部改正する条例に準拠し、本市の法定外公共物の占用料を市道と同様にし、市内の占用料の統一を図るものであります。

審査の過程において、委員より、「第8条第3項の採取量について説明を求める。」質疑があり、執行部より、「採取量については、準用河川、法定外公共物の水路に関するところがあり、土あるいは川砂を採る場合の採取量で1立米当たり幾らと定めたものである。」との答弁がありました。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告を終わります。

- 先川議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第17号「安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例」の件から、議案第19号「安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第16 議案第34号 平成29年度安芸高田市一般会計予算
日程第17 議案第35号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第18 議案第36号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第19 議案第37号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第20 議案第38号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
日程第21 議案第39号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第22 議案第40号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予

算

日程第23 議案第41号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第24 議案第42号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

日程第25 議案第43号 平成29年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第16、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第25、議案第43号「平成29年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

本案10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 平成29年2月23日付で本委員会に付託されました議案第34号から議案第43号までの10議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました10議案につきまして、3月8日、9日、13日の3日間、予算決算常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査しました。

平成29年度予算の特徴は、市長の施政方針で示された市の未来をつくる投資、市民に安全・安心を与える投資、市民に元気と活力を与える投資の3つの当市に重点を置いた予算配分となっております。

予算規模は、一般会計が210億9,000万円。前年度と比べ、17億3,779万2,000円の増額。率にして9%の増になりました。特別会計全体では、介護サービス特別会計、簡易水道事業特別会計、飲料水供給事業特別会計の廃止に伴い、総額105億5,928万円、前年度と比べ、8.1%の減。水道事業会計は、簡易水道事業特別会計、飲料水供給特別会計を統合することから、第3条予算及び第4条予算の合計で、18億1,302万1,000円、前年度比と比べ、315.2%の増となっております。全ての会計を合わせた総額は、334億6,230万1,000円、前年度比7%の増となりました。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は、次のとおりです。

まず、一般会計では、総務部の審査におきまして、委員より、「試行的に行うマイナンバーカードによる住民票の自動交付機は、1台が1,000万と高額であり、慎重に取り組む必要がある。この取り組みに当たっての考え方を確認したい。」との質疑があり、執行部より、「事業費は1,033万円を計上しているが、この多くはシステム導入費用で、自動交付機は170万円である。費用対効果を考えれば、かかる費用は大きいとは思いますが、自動交付による省力化と市民の利便性の向上を検証するための試行的導入としての取り組みである。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、委員より、「地域情報化推進事業にテレワークとあるが、これはクラウドソーシングやサテライトオフィスと同じ内容と思う。これらをわかりやすく説明いただくとともに、予算化の内容を説明願いたい。」との質疑があり、執行部より、「テレワークは総務省、クラウドソーシングは経済産業省と厚生労働省にまたが

った事業となっており、基本的に同じような内容となっている。テレワークは在宅勤務ということではなく、どこでも仕事ができるという考えのもとに、公共施設の空き部屋に、市がセキュリティの高いパソコンを3台用意し、通信料のほか、ノウハウを提供、採用者の指導・研修・育成を行う費用を計上している。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、委員より、「野良犬野良猫対策事業費の県費補助金が毎年減額となっているが、この事業のこれまでの状況と今後の計画について伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「野良犬野良猫対策の補助金は、「地域猫の避妊に対する補助金に限定する」という県の方針により、本年度はその忌避器具の購入に充てている。今後においても、野良猫が嫌がる音、人の耳では聞き取りにくい音が出る器具を購入し、地域猫の解消を図りたいと考えている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「子育て支援員研修事業の具体的な内容と来年度の支援員の見込みについて伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「地域における子育て支援を進めるため、子育て家庭を支援する担い手が求められており、その担い手養成やファミリーサポートセンターの質の向上が重要と考える。養成研修は県でも実施されているが、会場が遠いなどの理由で参加が難しい状況であり、市において、この研修を開催し、安心して子どもを預けられる体制の構築を図りたいと考えている。支援員の計画については、現在67名おられるファミリーサポート提供会員や私立保育所の保育補助者10名に受講していただきたいと考えている。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「地域未来塾は、新年度から随時市内全域に展開していくという説明があったが、新年度からの指導員の選任状況はどうなっているのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「家庭学習支援コーディネーターは、会場の確保、計画の立案、児童生徒の募集、保護者説明会の開催、学校との連携など、多様な業務が発生すると想定しており、その関係にたけた方となれば、退職された教職員あたりが妥当ではないかと考え、現在その選考を進めている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「有害鳥獣対策事業の食肉処理施設の運営をこれまでの地域振興事業団からジビエ振興協議会へ変更される理由、経緯など、詳しく説明を願いたい。」との質疑があり、執行部より、「ジビエ肉については、平成24年度より地域振興事業団が食肉処理施設での食肉解体、営業、販売を行っているが、この間の一定の成果により、事業団の役割は終了したとの報告を受けている。これまで蓄積されたノウハウ等を事業団から引き継ぎ、さらなる向上を目的に、ジビエ振興協議会という任意団体を設立し、担い手の育成を図ることとしている。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、委員より、「空き家バンクの登録奨励

金、仲介補助金は、奨励金等の交付により、空き家の解消を推進する目的と受けとめるが、事業を進めるに当たり、都市部から定住を考える方々へのPRなどの方策があれば伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「この登録奨励金等の活用補助金の本来の目的は、空き家を適正に管理する、または有効活用するという視点を定めたものであり、空き家登録者、不動産業者を対象としている。市外の方々へのPRも当然含まれるが、宅建協会や不動産協会への情報提供もあわせ、市のホームページ等で周知していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計予算の審査の中で、委員より、「子どもの医療費無料化は、国保が広域化になった場合、本市負担の部分は一般会計からの繰り出しになると理解してよいか。」との質疑があり、執行部より、「子どもの医療費無料化に係る本市独自の部分については、広域化となれば、一般会計からの繰入金で対応となることも考えられる。国保会計基金の利用なども検討が必要となる。」との答弁がありました。

介護保険特別予算の審査の中で、委員より、「生活支援体制整備事業は、一般会計の生活支援員配置事業との関わりがあると思うが、なぜ介護保険特別会計に計上されているのか。」との質疑があり、執行部より、「生活支援体制整備事業は、市全体を第1層とし、旧町単位を第2層とした生活支援体制づくりとして、介護保険特別会計の地域支援事業の中の制度であり、生活支援体制整備事業は、これから地域の方々を対象に推進していきますが、体制が整ったところからコーディネーターを配置し、連携を図っていきたいと考えている。」との答弁がありました。

各会計の歳入・歳出について、それぞれ慎重に審査した結果、討論において、一般会計予算に対する反対討論、賛成討論がそれぞれなされましたが、その後採決において、各会計の予算額、事業内容等、適正であると判断し、議案第34号から議案第43号までの10議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案10件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本案10件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する反対討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 私は、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」に対し、反対の立場で討論をいたします。

委員長報告にもありましたように、市長は施政方針において、人口減対策は市の未来をつくる投資、市民に元気と活力を与える投資、市民の安全・安心をつくる投資として、重点的に取り組んでいくと述べられております。また、歳入全体の約40%を占める普通交付税の縮減により財政の硬直化がさらに進む中であって、今後の持続的な財政運営のためには使用料の見直しなどの受益者負担の適正化、公共施設の統廃合など、市民の皆様に対して多大な影響のあるものについても踏み込んで進めていかなければならないと言われております。まさに、市民に痛みを伴う行財政改革を進めていく中での人口減対策に取り組んでいくということでもあります。今回の予算の中には、評価できるものもございますが、市民に痛みを伴う行財政改革を進めていく中での投資は、しっかりと将来にわたる効果を生み出すものでなければなりません。

今だからこそ、選択と集中によった事業計画の上での予算が求められると考えます。平成29年度の投資的経費は、昨年度と比べ、倍増されております。予算規模は一般会計210億9,000万円、対前年度比9%の増でございます。

今大変厳しい折、この投資的経費、重点的新規に取り組まれる事業ではございますが、費用対効果の検討が不十分、計画的な取り組みや改善がなされていないと判断できるものがあります。

よって、平成29年度安芸高田市一般会計予算に賛成するわけにはまいりません。

以上、私の反対討論といたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」に対して賛成討論をいたします。

財政が大変厳しい中、平成29年度予算は教育に関して、県内トップクラスの成績を目指して、昨年より4億増額されております。小中学校のエアコン設置、電子黒板の展開等、教育レベルの向上を目指した予算となっております。

若者定住の促進に向けた教育環境の充実、また未来に向けた先行投資という点を評価し、賛成の討論といたします。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 3番 玉重輝吉でございます。

私は、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」に賛成する

ものでございます。

このたびの予算編成においては、市長の施政方針において、人口減少対策に財源を集中して取り組んでいかなければならない、まさに市を存続させるための対策として重点的に取り組むと位置づけられ、市の未来をつくる投資として、保険料の軽減、高校生までの医療費助成、不妊治療費助成の上限撤廃等、子育て支援の充実にまた、移住、定住、Uターン者支援として、新規に定住者奨学金返還免除の導入等、社会的理由による人口減少、及び自然的理由による人口減少に歯どめをかけるための予算がしっかりと組み込まれており、大変評価できるものであります。

また、歳入においては、平成26年度より普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が行われてますが、類似団体による合併都市と連携をとり、国に働きかけを行い、見直しが実現され、当初最終年度、平成31年度には年間約32億円減額される予定であった特例加算が、約16億円減に緩和されまして、当初の財源を確保し、当市の今後を踏まえた行財政にめどをつけたことは大変評価できることであり、最後にしっかりとこの予算を執行し、人口減少に結果を出すことを期待し、私の賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番 宍戸邦夫でございます。

私は、平成29年度安芸高田市一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加いたします。

平成26年度から地方交付税の合併特例加算が年々段階的に減額され、29年度においても厳しい予算編成が求められる年でもあります。平成29年度の予算編成に当たっては、平成27年度に策定された安芸高田市の将来像として、「人がつながる田園都市 安芸高田」を掲げ、新たなまちづくりの方向性を示した第2次総合計画、実施計画、まち・ひと・しごと創生法のもとに策定した、安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とすることは当然と考えます。

安芸高田市において、市長の施政方針にも示されていますが、少子化、高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税や国からの交付税の配分が減ること、地域の活性化、農業産業の維持が困難になることが予想されます。また、上下水道など特別会計への市民負担がふえる恐れもあります。こうした中であって、特に人口減対策は早急に取り組まなければならない最も重要なことと考えます。

平成29年度予算案で、特に私の関心の高いものとして、幾つか挙げてみますと、まず人が集い育つまちづくりとして、働く場の確保としてインターネットなどを活用し、場所や時間にとらわれずに働く労働体系を導入するテレワーク実証実験事業、そして教育環境の充実としての小中学校の空調機器整備事業、また子育て医療の充実とともに、保育環境の充実としての甲田認定こども園の整備事業、また安心して暮らせるまち

づくりとしては、高齢者等個々の課題について訪問を行い、きめ細やかで適切な支援ができる組織づくりを進める生活支援員配置事業、そして地域資源を生かしたまちづくりとして、防災のための拠点など、新たな魅力を持つ道の駅整備事業、そして外部からの視点を生かした新しいアイデアを取り入れようとする地域おこし協力隊の配置の拡充と、ふるさと応援の会への支援などでございます。

これらを見ましても、安芸高田市における課題としての人口減少に歯どめをかける予算案とともに、若者定住対策、少子化対策、高齢者福祉対策と安芸高田市のさらなる発展、市民生活の向上、より安全・安心して心豊かに暮らせるまちづくりのための予算案となっていると、私は評価しています。

国の示す地方創生の大きなテーマの一つは、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにあります。まさに、それに沿った予算案になっていると思っています。よって、私は、平成29年度安芸高田市一般会計予算が速やかに成立し、公正に民主的に執行されることを確信して、賛成討論といたします。

終わります。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第36号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。
討論はありませんか。
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第37号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第38号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。
討論はありませんか。
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第38号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第39号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。
討論はありませんか。
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第39号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第40号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計

予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号「平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成29年度安芸高田市水道事業会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号「平成29年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第44号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

○先川議長 日程第26、議案第44号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議員の皆様方には、御多用のところ御参集いただき、ありがとうございます。

さて、本日、追加議案として、補正予算1議案を提出させていただきます。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議案第44号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の繰越明許費に人権推進事業376万2,000円を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 議案第44号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、要点を御説明申し上げます。

本案は、既定の繰越明許費に、人権推進事業376万2,000円を追加するもので、具体的に申しますと、甲田町高田原にございます中央集会所の老朽化に伴う解体工事におきまして、アスベストの有無の確認が必要となり、その調査に不測の日数を要し、適正な工期が確保できないため、翌年度に繰り越しをいたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第44号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 道の駅整備調査特別委員会の設置について

○先川議長 日程第27「道の駅整備調査特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。道の駅整備に関する調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議長を除く17人の議員で構成する道の駅整備調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査研究を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○先川議長 御異議なしと認めます。
よって、道の駅整備の調査を行うため、議長を除く17人の議員で構成する道の駅整備調査特別委員会を設置することに決定いたしました。
この際、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
ここで、先ほど設置されました道の駅整備調査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。
道の駅整備調査特別委員会の委員長に、金行哲昭君、同副委員長に、玉重輝吉君。
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第28 閉会中の継続調査の件について

○先川議長 日程第28「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。  
（異議なし）

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。



午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員